

島根県立島根県民会館利用料減免申請書

令和 年 月 日 提出

公益財団法人 しまね文化振興財団理事長 様

申込者 住所 〒

氏名



(団体にあっては名称及び代表者の氏名)

下記のとおり利用料の減免を受けたいので申請します。

※ 申請番号	第 号
--------	-----

減免理由 ※○をつけて下さい。	1	教育委員会、児童福祉法第39条第1項に定める保育所(以下「保育所」という。)又は学校教育法第1条に定める学校(以下「学校」という。)が主催して、乳幼児、小学生及び中学生のために教育的、文化的な催し物を行うとき。【保育所・幼稚園・小学校・中学校対象:5割減免】
	2	教育委員会又は学校が主催して、生徒(ただし、中学生を除く。)及び学生のために教育的文化的な催し物を行うとき。【高校・大学等対象:2割減免】
	3	公共的団体が、慈善を目的として行う芸術文化公演事業。【3割減免】
	4	芸術文化鑑賞を目的とする団体が、年間4回以上行う芸術文化鑑賞事業。【鑑賞団体対象:2割減免】
	5	芸術文化活動や文化振興を目的とする公共的団体(公益団体等)が行う芸術文化公演事業。【NPO等の法人・団体を対象とする:2割減免】
	6	島根県文化団体連合会及び島根県芸能文化協会またはそれらの加盟団体が行う芸術文化(公演・展示)事業。【2割減免】
	7	月2回以上定期的に利用する場合で、理事長が認めるもの。【教室を対象とする:2割減免】
	8	公共的団体のうち、障がい団体・福祉団体等が主催して行う大会等で理事長が認めるもの。【2割減免】
	9	その他、理事長が特に認めるもの ()
備考	※ 1号、2号において、教育委員会、保育所又は学校に準じるものが、乳幼児、児童、生徒及び学生等のために教育的、文化的な催し物を行うときも同様とする。 ※ 1号、2号において、鑑賞を目的として乳幼児、児童、生徒及び学生が出演しない場合は、「入場料1,000円以下」の使用料とする。 ※ 1号で定める乳幼児、小学生又は中学生、2号で定める生徒又は学生の両方を対象として教育的、文化的な催し物を行う場合、2号を適用する。 ※ 6号においては、主として当該団体出演又は出品する場合とする。	
減免期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
※ 決裁欄	館長	課長
	GL	課員
		担当

(注) ※印欄は記入しないこと。